

千石学区子ども育成会 会則

- 第一条 本会は、「千石学区子ども育成会」と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第二条 会の目的
子どもたちの健全な育成のために、必要な事業を行う。
- 第三条 会員
本会は、千石小学校に在籍する子どもとその保護者、または千石学区に居住する小学生とその保護者をもって組織する。
事業指導に当たる役員を会員とする。
- 第四条 本部役員
会長 1名 副会長 2名（北委員代表・南委員代表）
一学期事業担当 2名、 二学期事業担当 2名、 三学期事業担当 2名
会計、書記は副会長が兼ねる。
交通指導は会長が兼ねる。
会計監査 2名（前会計・前子ども会会長）
事業指導役員 若干名
- 第五条 本部役員・町内委員の任期と人数
本部役員・町内委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
本部役員は町内委員より選出する。
本部三役（会長・副会長）は引き継ぎのため、同時に全員が交代しない。
町内委員は児童数が10人以下の町内は委員1名、
11人以上の町内は委員2名、25人以上の町内は役員3名とする。
- 第六条 会議
会長は、必要に応じて定例会および臨時会を招集し、会議の議長となる。
会議の決議は出席者の過半数とする。欠席者の委任状は必要としない。
副会長は、会長を補佐し、会長不在のときその職務を代行する。
会計は、会計事務を担当する。
書記は、会議の記録、書類の作成を担当する。
- 第七条 顧問・相談役
顧問は千石学区連絡協議会長、千石小学校校長とする。
相談役はPTA会長、民生委員長、主任児童委員とする。
- 第八条 会の経費
会の経費は、千石学区連絡協議会からの助成金を当て、事業の時は参加者より参加費を徴収する。会員から年会費を徴収しない。

第九条 会計年度

会計年度は、4月1日から始め翌年3月31日をもって終わるものとする。

第十条 会則の変更

会則の変更は総会にて出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

附則 この規約は、平成27年4月1日より実施する。